

200735071A

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態等に関する調査に関する研究

平成19年度 総括研究報告書

研究代表者 白神 誠

平成20（2008）年4月

目 次

I. 総括研究報告

薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態等に関する調査に関する研究 ----- 1
白神 誠

II. 分担研究報告

1. 国内における薬局・薬店の薬剤師等の業務実態調査 ----- 5
白神 誠
(資料)
2. 海外における一般用医薬品の販売実態等に関する調査 ----- 19
泉澤 恵

厚生労働研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）
総括研究報告書

薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態等に関する調査に関する研究

研究代表者 白神 誠 日本大学薬学部教授

本研究の目的は、薬局及び薬店における薬剤師等の業務等に関する実態調査及び海外での一般用医薬品の販売の実態調査により得られた結果を解析・考察することによって、一般用医薬品の販売のあり方等の検討に寄与することにある。千葉県内及び兵庫県内に所在する全薬局、薬店を対象に、薬剤師等の人員配置・勤務状況や医薬品陳列等の実態等についてアンケート調査を行ったところ、医薬品一般販売業での従業員の人員配置状況については、1施設当たり平均7.1人、非常勤職員の割合は38.0%、従業員1人当たり売場面積は、44.8m²、平日（開業時間9.5時～19.9時）の薬剤師のシフトは0.37～1.14人であった。医薬品の陳列状況についてみると、オーバーカウンターでの販売が予定されているH₂ブロッカーと風邪薬とでは対応が異なっていた。

海外の状況に関しては、英国、ドイツ、ベルギー及び米国について調査を行ったところ、陳列・販売方法、着衣、服薬指導を行う専門家などにおいて、国による違いがみられた。今後さらに情報を追加するとともに得られた結果の詳細な分析を行う予定である。

研究分担者：泉澤 恵 日本大学薬学部専任
講師

A. 研究目的

本研究は、薬局・薬店に対する調査等を通じ、薬局・薬店における薬剤師の配置状況、正社員とパート職員の比率、給与水準など、その勤務実態、医薬品陳列等の実態及び国民に対する情報提供の実態を客観的に提示し、問題点の有無について検証を行うとともに海外の実態調査なども踏まえ、新たな制度の在り方について考察することを目的としている。

B. 研究方法

千葉県内及び兵庫県内に所在する薬局、医薬品一般販売業及び薬種商販売業の全てを対象にして調査票を配布し、薬局及び薬店における薬剤師等の人員配置・勤務状況や医薬品陳列等の実態等について調査を行った。次に海外の状況を把握するため、英国、ドイツ、ベルギーについて非処方せん薬の薬局・薬店における販売形態と情報提供における環境整備の実態に関して現地調査を行った。また米国については、他の調査研究での現地調査の機会を利用して情報を入手した。

C. 研究結果・考察

従業員の人員配置状況については、1施設当たり従業員数をみると、保険薬局では平均5.6人（薬剤師3.2人、その他職員2.4人）、他の薬局で平均3.5人（薬剤師1.5人、その他職員2.0人）、一般販売業で平均7.1人（薬剤師1.9人、その他職員5.2人）、薬種商販売業で平均3.5人（薬剤師0.1人、その他職員3.4人）となっていた。非常勤職員の割合をみると、保険薬局35.7%（薬剤師31.3%）、他の薬局34.3%（薬剤師20.0%）、一般販売業38.0%（薬剤師36.8%）、薬種商販売業40.0%（薬剤師0.0%）となっていた。

従業員1人当たり売場面積は、保険薬局16.7m²、他の薬局47.2m²、一般販売業44.8m²、薬種商販売業39.3m²となっており、保険薬局以外の施設では従業員1人で30m²以上をカバーする必要があった。また、平日の薬剤師のシフトをみると、保険薬局では開業時間帯（8.9時～18.7時）において薬剤師が1.30～2.42人が配置されているのに対して、他の薬局（9.2時～19.0時）では0.60～1.15人、一般販売業（9.5時～19.9時）では0.37～1.14人であった。なお、薬種商販売業については、薬種商が0.61～1.04人が配置されていた。

医薬品の陳列状況についてみると、いずれも「手に触れられる場所と触れられない場所の両方に陳列されている」との回答が最も多く、保険薬局（29.8%）を除きその他の薬局（65.4%）、一般販売業（55.5%）、薬種商販売業（62.9%）では半数を超えていた。第一類医薬品としてオーバーザカウンターでの販売が予定されている H₂ ブロッカーについては、「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が、その他の薬局（67.3%）、一般販売業（65.8%）で 6 割以上を占めていた。第二類医薬品であるが、オーバーザカウンターでの販売が予定されている風邪薬については、「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が、その他の薬局 61.5%、薬種商販売業 70.4% と 6~7 割程度に及んでいる一方で、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 55.2%となっていた。第二類医薬品である漢方エキス製剤についても、風邪薬と同様の傾向がみられ、「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が、その他の薬局 61.5%、薬種商販売業 66.1% と 6 割以上に及んでいる一方で、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 46.1%となっていた。第三類医薬品であるビタミン剤については、「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が、一般販売業 60.3%、その他の薬局 42.3%、薬種商販売業 40.9% となっていた。このように、オーバーザカウンターでの販売が予定されている H₂ ブロッカーと風邪薬とでは一般販売業において対応が異なっていた。

さらに、一般販売業における医薬品の陳列状況について、地域差がみられ、H₂ ブロッカーが「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答は兵庫県で 7.8% であるのに対して、千葉県では 40.8 % であった。同様に、風邪薬では兵庫県 45.1 % に対し千葉県 65.0% と千葉県の回答割合が高くなっていた。

次に海外の状況についてであるが、英国の非処方せん薬のうち P 医薬品（Pharmacy Medicines）は登録された薬局で、カウンター越しに薬剤師、若しくは薬剤師の監督下で販

売され、GSL (General Sale List Medicines) は、P 医薬品から移行したもの除去して通路に陳列される。しかし、現地調査の結果では通路に P 医薬品と GSL が混在して陳列されていた。従業員のユニフォームは特に決まりはなく、最近では、白衣を着用しない医療従事者が多い。現地調査では、チェーン薬局では専用の白衣を着用しており、名札は胸につけている場合とつけていない場合とがあった。薬剤師による非処方せん薬の選択のアドバイスは、標準化されている。P 医薬品は、薬剤師のみが服薬指導を実施している。ファーマシーテクニシャン、アシスタントも非処方せん薬の情報提供を行うことができるが、相談過程の中で受診勧奨が必要な場合には薬剤師のみが行う。シンバスタチンなど最近スイッチされた 5 効果については、英國王立薬剤師会からプラクティスガイダンスが発刊され、患者が薬剤を服用可能か否かをチェック表にもとづき確認後、薬剤師が服薬指導にあたっている。

ドイツの非処方せん薬は薬局義務医薬品 (Apothekenpflichtig) と自由販売医薬品 (Verschreibungspflichtig) の 2 種類があり、薬局店内で非処方せん薬の陳列を規制する法律はない。薬局義務医薬品はカウンターの内側で、自由医薬品やハーブティーはカウンター周りや通路に配置され、購入者自身が手にとれる。7 薬局視察した結果、ほとんどの薬局では、カウンターの後ろに薬効群ごとに陳列されていた。調剤の自動化が進んでいる薬局では、壁に薬局義務医薬品のパッケージをプリントし、購入者からの求めがあると奥の調剤室から当該医薬品が自動移送され、薬剤師がカウンター越しに手渡す薬局もあった。

薬局義務医薬品の販売は、薬剤師か薬剤師の監督下で薬学技術アシスタント（以下、PTA）が行える。薬局に勤務する PTA が薬局義務医薬品を販売する事例もあるがこの場合には、管理薬剤師の署名が必要となる。薬剤師とそれ以外の非専門家との間で着衣による相違はなかった。ネームプレート型の名札は胸につけている場合とつけていない場合があった。通常、営業時間は、月曜日から土曜日までの 8:00~20:00 の間で設定され、具体的な時間は薬局の外のウインドーや看板に示されていた。非処方せん薬の販売指導は、

薬剤師、PTA が行うが、ドラッグストアでは、長年の実務経験や能力がある PKA が販売することがある。質問事項等はドイツ連邦薬剤師連合会（ABDA）などが作成しているが、運用方法は薬局の薬剤師に任せられている。

米国での非処方せん薬の販売場所は法的に限定されておらず、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、空港など様々な場所で販売されている。また、非処方せん薬の販売場所に求められる員数や人的要件についても特段の規制はない。原則として店頭での陳列方法に対する規制はないが、例外的に陳列方法および販売方法が規制されている製品がある。これらには、連邦法で規制されている製品（緊急避妊薬、プロテクション含有製品）、州法で規制されている製品（デキストロメトルファン含有製品）、メーカーが自主的に規制している製品（ニコチン置換療法に用いる製品）がある。薬剤師による非処方せん薬の服薬指導の規定はない。

E. 結論

本調査では、千葉県内及び兵庫県内に所在する薬局、医薬品一般販売業及び薬種商販売業の全てを対象にして、薬局及び薬店における薬剤師等の人員配置・勤務状況や医薬品陳列等の実態等についてアンケート調査を行い、薬剤師等の業務実態を定量的に把握することができた。勤務実態として、特に一般販売業においては、薬剤師が営業時間帯を通じて1人程度の配置であり、漢方エキス剤、風邪薬、ビタミン剤などの医薬品では客が直接手にとって見ることができる場所に陳列されている傾向が強くみられた。また、海外調査の結果、医薬品の陳列方法や販売方法に国によって違いがあることが確認された。

平成 18 年の薬事法改正により、適切に医薬品を販売等することができるよう、薬局または店舗において、薬剤師等の専門家を配置し、必要な情報提供等を行うこととされており、その具体的な配置方法等については、現在厚生労働省において検討中であるが、薬局・薬店における薬剤師等の専門家の実態を踏まえる必要があり、本研究の研究成果が必ず役に立つものと考えられる。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし

厚生労働研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）
分担研究報告書

国内における薬局・薬店の薬剤師等の業務実態調査
研究代表者 白神 誠 日本大学薬学部教授

本研究の目的は、薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態の調査により得られた結果を解析・考察することによって、一般用医薬品の販売のあり方等の検討に寄与することにある。千葉県内及び兵庫県内に所在する全薬局、薬店を対象に、薬剤師等の人員配置・勤務状況や医薬品陳列等の実態等についてアンケート調査を行ったところ、医薬品一般販売業での従業員の人員配置状況については、1施設当たり平均7.1人、非常勤職員の割合は38.0%、従業員1人当たり売場面積は、44.8m²、平日（開業時間9.5時～19.9時）の薬剤師のシフトは0.37～1.14人であった。医薬品の陳列状況についてみると、オーバーザカウンターでの販売が予定されているH2ブロッカーと風邪薬とでは対応が異なっていた。

A. 研究目的

本調査は、薬局及び薬店における薬剤師等の業務実態を調査し、薬局及び薬店における専門家として薬剤師の配置状況、正社員とパート職員の比率、勤務実態、そして医薬品陳列等の実態について調査を行い、安全に一般用医薬品の提供を行うための新たな販売体制のあり方について検討に資することを目的として実施した。

B. 研究方法

1. 調査対象

千葉県内及び兵庫県内に所在する薬局、一般販売業及び薬種商販売業の全てを対象にした。

2. 調査方法

自記式アンケート調査法（郵送発送・郵送回収）。

調査期間は平成19年7月～8月。

3. 調査内容

調査内容は下記の通りである。

- 開設主体
- 薬局・販売業の種類
- 販売品目の種類
- 年間売上高（構成割合）
- 月間受付処方せん枚数
- 売場面積
- 一般医薬品の販売・陳列方法
- 営業日・定休日の状況
- 営業時間帯
- 従業員数

平日の時間帯別職種別シフト

登録販売者試験の受験予定者数

C. 研究結果

1. 回収状況

回収状況は図表2-1の通りであった。

	発送数	回収数	回収率
千葉県	2,923件	1,045件	35.8%
兵庫県	3,233件	1,067件	33.0%
合計	6,156件	2,112件	34.3%

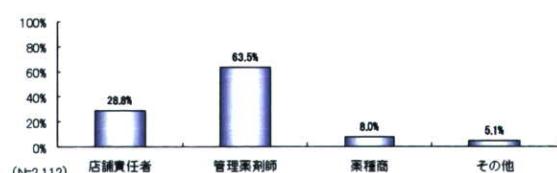
図表2-1 回収状況

2. 調査結果

1) 調査票の回答者

調査票の回答者の63.5%は管理薬剤師であった。

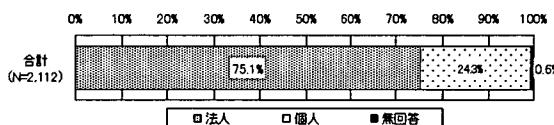
図表2-2 調査票の回答者



2) 開設主体

回答施設の75.1%は法人であった。

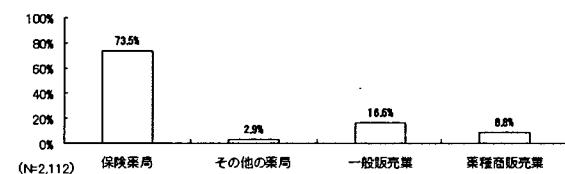
図表2-3 開設主体



3) 薬局・販売業の種類

回答施設の 73.5% が保険薬局であった。
なお、次項より「保険薬局」「その他の薬局」「一般販売業」「薬種商販売業」の区分は、複数回答している 47 施設及び無回答の 10 施設を除いて集計した結果である。

図表 2-4 薬局・販売業の種類

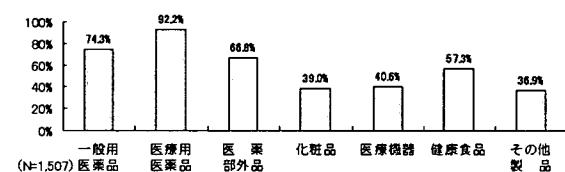


4) 販売品目

① 保険薬局

保険薬局の販売品目は、医療用医薬品 92.2% が最も多く、次いで一般用医薬品 74.3%、医薬部外品 66.8% であった。

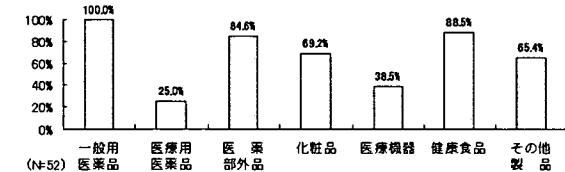
図表 2-5 販売品目（保険薬局）



② その他の薬局

その他の薬局の販売品目は、一般用医薬品 100.0% が最も多く、次いで健康食品 88.5%、医薬部外品 84.6% であった。

図表 2-6 販売品目（その他の薬局）



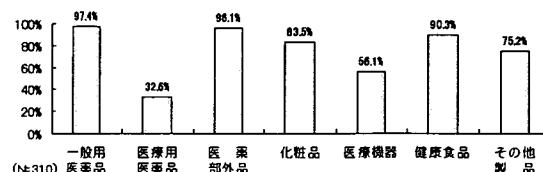
③ 一般販売業

一般販売業の販売品目は、一般用医薬品 97.4% が最も多く、次いで医薬部外品 96.1%、健康食品 90.3% であった。

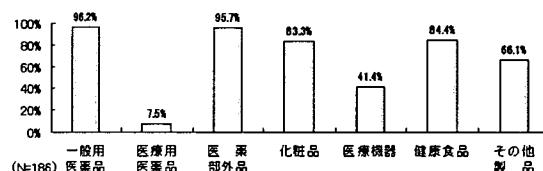
④ 薬種商販売業

薬種商販売業の販売品目は、一般用医薬品 96.2% が最も多く、次いで医薬部外品 95.7%、健康食品 84.4% であった。

図表 2-7 販売品目（一般販売業）



図表 2-8 販売品目（薬種商販売業）



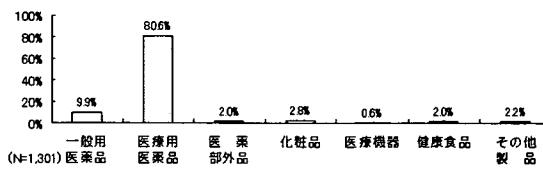
5) 売上高（構成割合）・処方せん枚数

① 保険薬局

保険薬局の平成 18 年度の 1 施設当たり平均売上高は 118,401,881 円 (N=816) であり、売上高の 80.6% が医療用医薬品によるものであった (N=1,301)。

なお、平成 19 年 6 月 1 カ月の 1 施設当たり平均受付処方せん枚数は 1351.3 枚 (N=1,458) であった。

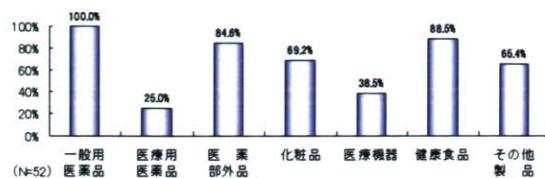
図表 2-9 売上高の構成割合（保険薬局）



② その他の薬局

その他の薬局の販売品目は、一般用医薬品 100.0% が最も多く、次いで健康食品 88.5%、医薬部外品 84.6% であった。

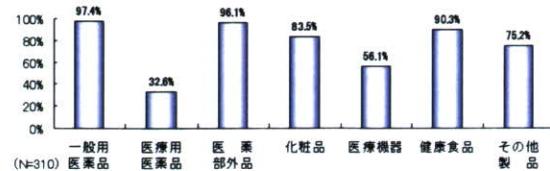
図表 2-6 販売品目（その他の薬局）



③ 一般販売業

一般販売業の販売品目は、一般用医薬品 97.4%が最も多く、次いで医薬部外品 96.1%、健康食品 90.3%であった。

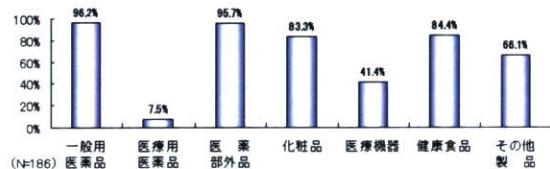
図表 2-7 販売品目（一般販売業）



④ 薬種商販売業

薬種商販売業の販売品目は、一般用医薬品 96.2%が最も多く、次いで医薬部外品 95.7%、健康食品 84.4%であった。

図表 2-8 販売品目（薬種商販売業）



6) 売場面積

1施設当たり平均売場面積としては、一般販売業の 286.6 m²が最も大きく、保険薬局の 79.3 m²が最も小さくなっていた。

なお、保険薬局では、総面積のうち調剤関連部分が 38.2%を占めていた。

図表 2-13 売場面積の状況

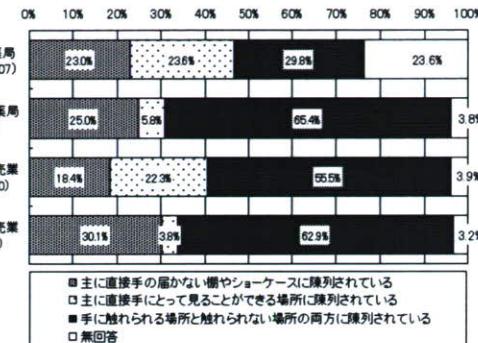
	1 施設当たり 総売場面積	調剤関連部分	
		面積	割合
保険薬局 (N=1,248)	79.4 m ²	30.3 m ²	38.2%
その他の薬局 (N=30)	132.0 m ²	10.2 m ²	7.7%
一般販売業 (N=139)	286.6 m ²	1.3 m ²	0.5%
薬種商販売業 (N=42)	140.5 m ²	0.6 m ²	4.3%

7) 販売・陳列方法

① 一般用医薬品

一般用医薬品の販売・陳列方法をみると、「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が、保険薬局 (23.6%) と一般販売業 (22.3%) で 2割を超えていた。

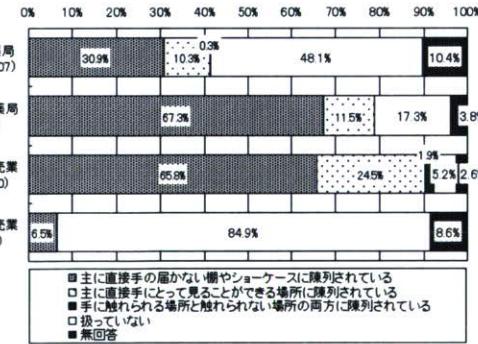
図表 2-14 一般用医薬品の販売・陳列方法



② H₂プロッカー

一般用医薬品のうち H₂プロッカーの販売・陳列方法をみると、保険薬局の 48.1%、薬種商販売業の 84.9%が扱っていないが、その他の薬局と一般販売業では「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答がそれぞれ 67.3%、65.8%と 6割を超えていた。

図表 2-15 H₂プロッカーの販売・陳列方法



③ 漢方エキス製剤

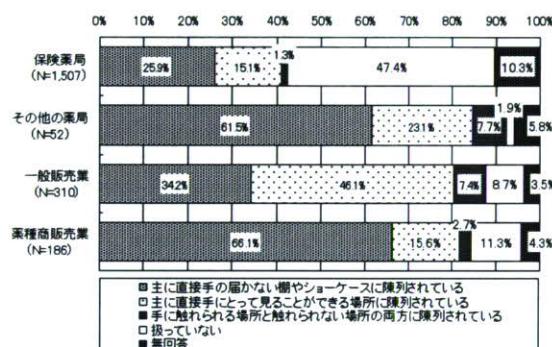
漢方エキス製剤の販売・陳列方法をみると、保険薬局の 47.4%が扱っていないが、その他の薬局と薬種商販売業では「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答がそれぞれ 61.5%、66.1%と 6割を超えていた。ただし、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳

列されている」との回答が 46.1% であった。

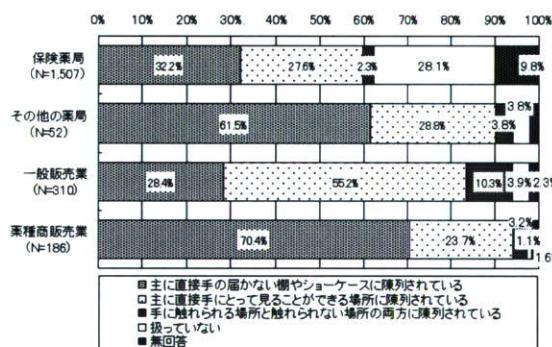
④ 風邪薬

風邪薬の販売・陳列方法をみると、その他の薬局と薬種商販売業では「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答がそれぞれ 61.5%、70.4% であった。一方、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 55.2% であった。

図表 2-16 漢方エキス製剤の販売・陳列方法



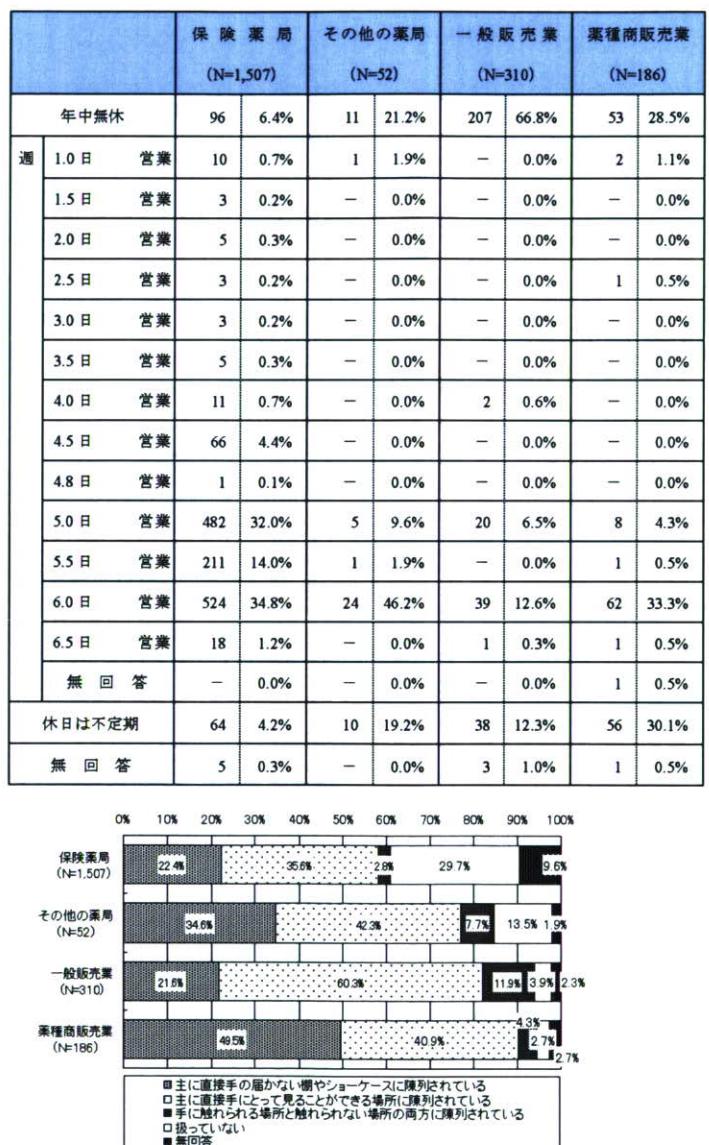
図表 2-17 風邪薬の販売・陳列方法



⑤ ビタミン剤

ビタミン剤の販売・陳列方法をみると、薬種商販売業では「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が 49.5% であった。ただし、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 60.3% であった。

図表 2-18 ビタミン剤の販売・陳列方法



8) 営業日・定休日

営業状況をみると、一般販売業の 66.8% が「年中無休」であった。また、薬種商販売業では 28.5%、その他の薬局でも 21.2% が「年中無休」であった。一方で、保険薬局では「年中無休」は 6.4% にすぎなかった。

ただし、保険薬局の 82.0% が週 5 日以上の

営業であった。

図表 2-19 営業状況

9) 営業時間帯

① 平日

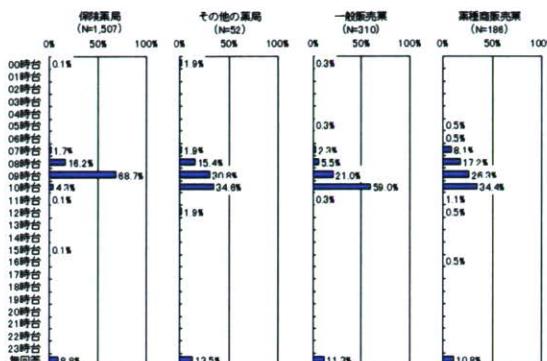
平日の営業時間帯について、施設種類ごとの平均開業時間及び平均終業時間は下記の通りであった。

- 保険薬局 : 平均開業時間 8.9 時
平均終業時間 18.7 時
- その他の薬局 : 平均開業時間 9.2 時
平均終業時間 19.0 時
- 一般販売業 : 平均開業時間 9.5 時
平均終業時間 19.9 時
- 薬種商販売業 : 平均開業時間 9.1 時
平均終業時間 19.5 時

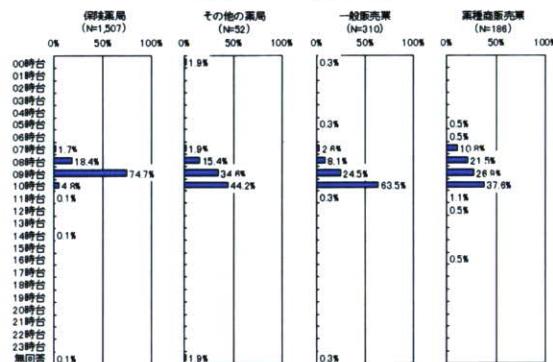
の通りであった。

- 保険薬局 : 平均開業時間 8.9 時
平均終業時間 15.8 時
- その他の薬局 : 平均開業時間 9.1 時
平均終業時間 18.7 時
- 一般販売業 : 平均開業時間 9.6 時
平均終業時間 20.1 時
- 薬種商販売業 : 平均開業時間 9.1 時
平均終業時間 19.5 時

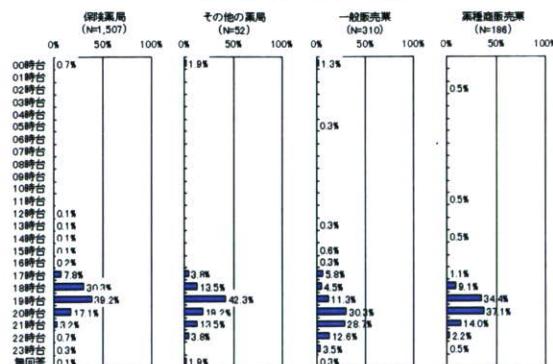
図表 2-22 開業時間



図表 2-20 開業時間



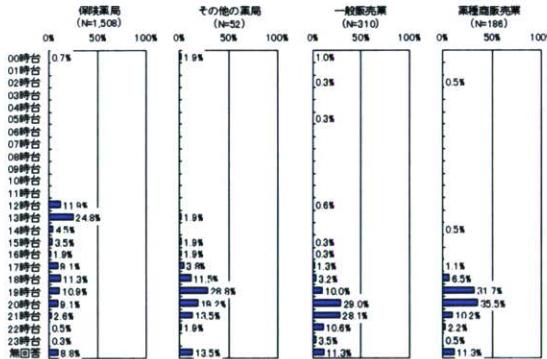
図表 2-21 終業時間



② 土曜日

土曜日の営業時間帯について、施設種類ごとの平均開業時間及び平均終業時間は下記

図表 2-23 終業時間



③ 日曜日

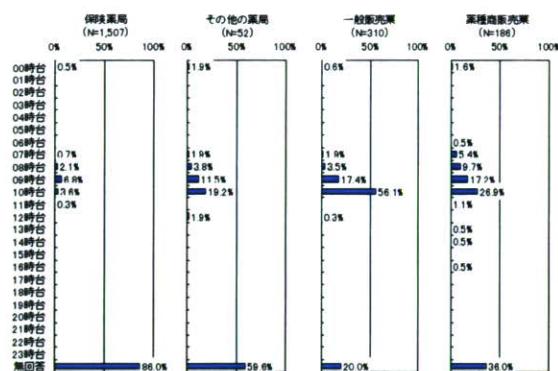
日曜日の営業時間帯について、施設種類ごとの平均開業時間及び平均終業時間は下記の通りであった。

- 保険薬局 : 平均開業時間 8.8 時
平均終業時間 16.6 時
- その他の薬局 : 平均開業時間 9.1 時
平均終業時間 19.0 時
- 一般販売業 : 平均開業時間 9.6 時
平均終業時間 20.1 時
- 薬種商販売業 : 平均開業時間 9.1 時
平均終業時間 19.2 時

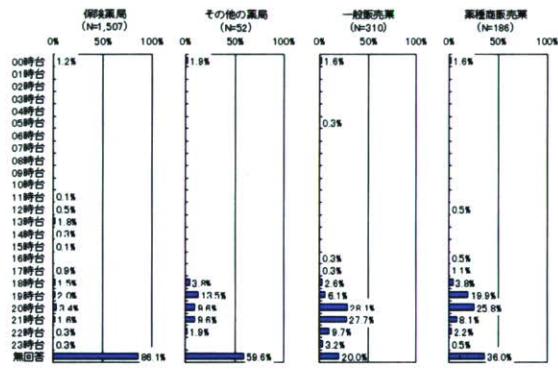
*保険薬局の 86.0~86.1%、その他の薬局の 59.6% は無

回答であり、定休日の可能性あり。

図表 2-24 開業時間



図表 2-25 終業時間



10) 従業員数

施設種類ごとの1施設当たり平均従業員数の状況は図表2-26～2-29の通りであった。従業員1人当たり売場面積をみると、保険薬局は16.7m²と最も小さく、その他の薬局と一般販売業ではそれぞれ47.2m²、44.8m²と40m²を超えていた。

図表 2-26 1施設当たり従業員数（常勤換算）の状況（保険薬局）

N=1,169	薬剤師	その他職員	合計
常勤職員	2.2人	1.4人	3.6人
非常勤職員	1.0人	1.0人	2.0人
合計	3.2人	2.4人	5.6人
従業員1人当たり売場面積(N=1,012)			16.7 m ²

図表 2-27 1施設当たり従業員数（常勤換算）の状況（その他の薬局）

N=31	薬剤師	その他職員	合計
常勤職員	1.2人	1.1人	2.3人

非常勤職員	0.3人	0.9人	1.2人
合計	1.5人	2.0人	3.5人
従業員1人当たり売場面積 (N=29)			47.2 m ²

図表 2-28 1施設当たり従業員数（常勤換算）の状況（一般販売業）

N=199	薬剤師	その他職員	合計
常勤職員	1.2人	3.2人	4.4人
非常勤職員	0.7人	2.0人	2.7人
合計	1.9人	5.2人	7.1人
従業員1人当たり売場面積 (N=175)			44.8 m ²

図表 2-29 1施設当たり従業員数（常勤換算）の状況（薬種商販業）

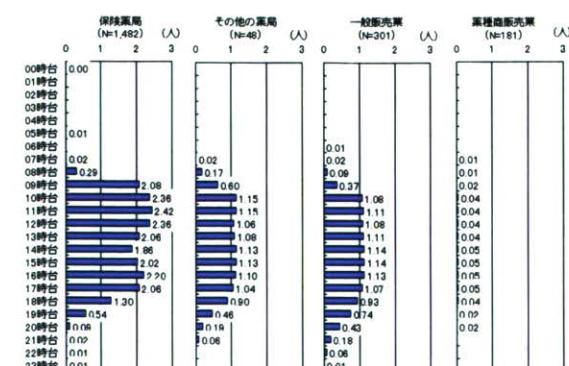
N=81	薬剤師	その他職員	合計
常勤職員	0.1人	2.0人	2.1人
非常勤職員	0.0人	1.4人	1.4人
合計	0.1人	3.4人	3.5人
従業員1人当たり売場面積 (N=71)			39.3 m ²

11) 平日の従業員のシフト

平日の営業時間帯は、保険薬局では薬剤師が2人程度、その他の薬局と一般販売業では1人程度、薬種商販業では薬種商が1人程度従事していた。また、その他の職員も1～2人程度が従事していた。保険薬局では、医療機関の午前の外来終了後から午後の外来が開始するまでの時間帯に薬剤師の配置が多少少なくなる傾向にあった。

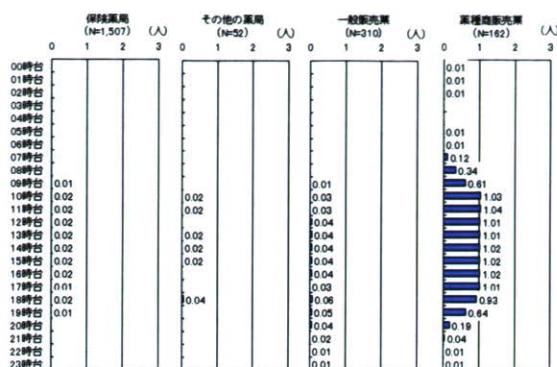
① 薬剤師

図表 2-30 1施設当たり薬剤師数（実人数）の状況；平日の時間帯別



② 薬種商

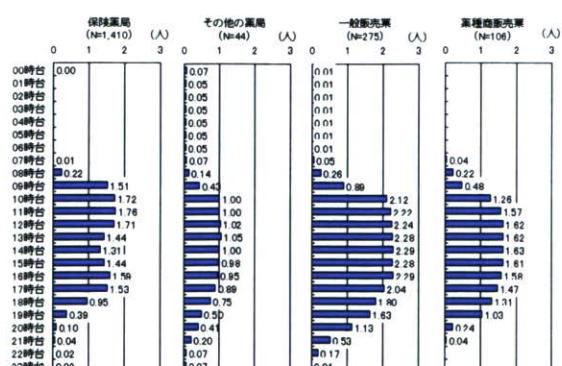
図表 2-31 1 施設当たり薬種商数（実人数）の状況；平日の時間帯別



		受験予定者数合計	1施設当たり受験予定者数
千葉県	保険薬局 (N=713)	189人	0.3人
	その他の薬局 (N=20)	11人	0.6人
	一般販売業 (N=147)	265人	1.8人
	薬種商販売業 (N=51)	16人	0.3人
	計 (N=931)	481人	0.5人
兵庫県	保険薬局 (N=682)	188人	0.3人
	その他の薬局 (N=29)	23人	0.8人
	一般販売業 (N=147)	281人	1.9人
	薬種商販売業 (N=119)	102人	0.9人
合計	計 (N=977)	594人	0.6人
	保険薬局 (N=1,395)	377人	0.3人
	その他の薬局 (N=49)	34人	0.7人
	一般販売業 (N=294)	546人	1.9人
	薬種商販売業 (N=170)	118人	0.7人
計 (N=1,908)		1,075人	0.6人

③ その他の職員

図表 2-32 1 施設当たり薬種商数（実人数）の状況；平日の時間帯別



12) 登録販売者試験の受験予定者数

登録販売者試験の受験予定者数は図表 2-33 の通りであった。1 施設当たり受験予定者数は 0.6 人であった。

図表 2-33 登録販売者試験の受験予定者数

D. 考察

従業員の人員配置状況については、1 施設当たり従業員数をみると、保険薬局では平均 5.6 人（薬剤師 3.2 人、その他職員 2.4 人）、その他の薬局で平均 3.5 人（薬剤師 1.5 人、その他職員 2.0 人）、一般販売業で平均 7.1 人（薬剤師 1.9 人、その他職員 5.2 人）、薬種商販売業で平均 3.5 人（薬剤師 0.1 人、その他職員 3.4 人）となっていた。

従業員の非常勤職員の割合をみると、保険薬局 35.7%（薬剤師 31.3%）、その他の薬局 34.3%（薬剤師 20.0%）、一般販売業 38.0%（薬剤師 36.8%）、薬種商販売業 40.0%（薬剤師 0.0%）となっていた。

さらに、従業員 1 人当たり売場面積については、保険薬局 16.7 m²、その他の薬局 47.2 m²、一般販売業 44.8 m²、薬種商販売業 39.3 m²となっており、保険薬局以外の施設では従業員 1 人で 30 m²以上をカバーする必要があった。

また、平日の薬剤師のシフトをみると、保険薬局では開業時間帯（8.9 時～18.7 時）において薬剤師が 1.30～2.42 人が配置されているのに対して、その他の薬局（開業時間 9.2

時～19.0 時) では 0.60～1.15 人、一般販売業(開業時間 9.5 時～19.9 時) では 0.37～1.14 人、薬種商販売業(開業時間 9.1 時～19.5 時) では 0.02～0.05 人であった。ただし、薬種商販売業については、薬種商が 0.61～1.04 人が配置されていた。

なお、登録販売者試験予定者数が施設の薬剤師以外の職員数(その他職員数)に対する割合をみると、保険薬局 12.5%、その他の薬局 35.0%、一般販売業 36.5%、薬種商販売業 20.6%が受験を予定しているとの結果も判明した。

医薬品(一般用医薬品・H₂ブロッカー・風邪薬・ビタミン剤)の陳列状況についてみると、一般用医薬品については「手に触れられる場所と触れられない場所の両方に陳列されている」との回答が、その他の薬局 65.4%、薬種商販売業 62.9%、一般販売業 55.5%で半数を超えていた。

H₂ブロッカーについては、「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が、その他の薬局 67.3%、一般販売業 65.8%で 6 割以上を占めていた。

漢方エキス製剤については、「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が、その他の薬局 61.5%、薬種商販売業 66.1%と 6 割以上に及んでいる一方で、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 46.1%となっていた。

風邪薬についても漢方エキス剤と同様の傾向がみられ、「主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている」との回答が、その他の薬局 61.5%、薬種商販売業 70.4%と 6 ～ 7 割程度に及んでいる一方で、一般販売業では「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が 55.2%となっていた。

ビタミン剤については、「主に直接手にとって見ことができる場所に陳列されている」との回答が、一般販売業 60.3%、その他の薬局 42.3%、薬種商販売業 40.9%となっていた。

このように、漢方エキス剤、風邪薬、ビタミン剤については、一般販売業において客が直接手にとって見ることのできる場所に陳列されている傾向が強くみられた。

さらに、一般販売業における医薬品の陳列

状況について、地域(千葉県・兵庫県)別にみると、一般用医薬品で「主に直接手にとって見ることができる場所に陳列されている」との回答が兵庫県で 9.2%であるのに対して、千葉県では 35.0%であった。また、H₂ブロッカーが「主に直接手にとって見ができる場所に陳列されている」との回答は兵庫県で 7.8%であるのに対して、千葉県では 40.8%であった。同様に、漢方エキス剤では兵庫県 30.1%に対し千葉県 61.8%、風邪薬では兵庫県 45.1%に対し千葉県 65.0%、ビタミン剤では兵庫県 53.6%に対して千葉県 66.9%となっており、全ての種類において千葉県は「主に直接手にとって見ができる場所に陳列されている」との回答割合が高くなっていた。

千葉県と兵庫県との間で、一般販売業における従業員 1 人当たり売場面積にはそれほど違いがみられず(千葉県 44.1 m²、兵庫県 45.6 m²)、薬剤師の 1 施設当たり従業員数も変わらない(千葉県 2.0 人、兵庫県 1.8 人)ことから、「主に直接手にとって見ができる場所に陳列」するという陳列方法は、千葉県の特徴であるといえる。

E. 結論

本調査では、千葉県内及び兵庫県内に所在する薬局、一般販売業及び薬種商販売業の全てを対象にしてアンケート調査を行い、薬局及び薬店における薬剤師等の人員配置・勤務状況や医薬品陳列等の実態等について調査を行い、薬剤師等の業務実態を定量的に把握することができた。

F. 勤務実態として、特に一般販売業においては、薬の専門家である薬剤師が営業時間帯を通じて 1 人程度の配置であり、漢方エキス剤、風邪薬、ビタミン剤などの医薬品では客が直接手にとって見ができる場所に陳列されている傾向が強くみられた。また、この傾向については、千葉県において強くみられた。

G. これらの調査結果から、安全に医薬品の販売等をできるよう、一般販売業において薬剤師等の専門家の確保をさらに進めが必要があるものと考えられる。

ただし、本調査は千葉県、兵庫県の 2 県のみを対象としたアンケート調査であるため、調査結果を全国的な傾向として解釈すること

については十分な留意が必要である。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

薬局・薬店における薬剤師等の業務実態調査

--

◎ まず、この調査票へご回答される方について該当するものに○印をおつけください。

- | | | | |
|----------|----------|--------|--------|
| 01 店舗責任者 | 02 管理薬剤師 | 03 薬種商 | 04 その他 |
|----------|----------|--------|--------|

問1 貴店の開設主体について該当する方に○印をおつけください。

- | | |
|-------|-------|
| 01 法人 | 02 個人 |
|-------|-------|

問2 貴店の薬局・販売業の種類として該当するものに○印をおつけください。

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 01 保険薬局 | 02 その他の薬局 | 03 一般販売業 | 04 薬種商販売業 |
|---------|-----------|----------|-----------|

問3 貴店で販売している品目に全て○印をおつけください。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 01 一般用医薬品（薬局製剤を含む） | 05 医療機器 |
| 02 医療用医薬品 | 06 健康食品（特定保健用食品、サプリメント等を含む） |
| 03 医薬部外品 | 07 その他製品 |
| 04 化粧品 | |

問4 貴店の平成18年度の売上高におけるそれぞれの割合をご記入ください。
売上がないものについては「0」をご記入ください。

	%
01 一般用医薬品（薬局製剤を含む）	
02 医療用医薬品（調剤報酬）	
03 医薬部外品	
04 化粧品	
05 医療機器	
06 健康食品（特定保健用食品、サプリメント等を含む）	
07 その他製品	

よろしければ、貴店の平成18年度のおおよその売上高をご記入ください。

売上高	円
-----	---

問5 貴店において平成19年6月1カ月で受付けられた処方せん枚数をご記入ください。

処方せん枚数	枚／月
--------	-----

問6 貴店の売場の概ねの総面積をご記入ください。

調剤薬局が併設されている場合は、調剤薬局の面積を再掲してください。

総面積	m ²
(うち) 調剤関連部分	m ²

問7 販売や陳列方法について該当するものに○印をおつけください。

① 一般用医薬品

- 01 主に直接手の届かない棚やショーケースに陳列されている
- 02 主に直接手をとって見ることができる場所に陳列されている
- 03 手に触れられる場所と触れられない場所の両方に陳列されている

- ② 一般用医薬品のうちH₂プロッカー、漢方エキス製剤、風邪薬、ビタミン剤はどのように陳列していますか。

	直接手の届かない 棚やショーケース	直接手にとって 見られる場所	扱っていない
H ₂ プロッカー			
漢方エキス製剤			
風邪薬			
ビタミン剤			

- 問8 貴店の営業日と定休日について該当するものに○印をおつけください。

また、「02」を選ばれる場合は、□内に数値をご記入ください。なお、半日のみの営業の場合は「0.5日」として計上してください。

01 年中無休	02 週 <input type="text"/> 日営業
03 休日は不定期	

- 問9 通常の営業時間帯についてご回答ください。

なお、時間は午前○時や午後○時ではなく、0~24時でご記入ください。

平日	<input type="text"/>	時 ~	<input type="text"/>	時
土曜日	<input type="text"/>	時 ~	<input type="text"/>	時
日曜日	<input type="text"/>	時 ~	<input type="text"/>	時

- 問10 平成19年6月30日現在の貴店の責任者（店長）の方を含めた従業員数についてご回答

ください。また、非常勤職員については常勤換算した数値をご記入ください。

なお、薬種商販売業の場合は、薬種商以外の従業員数についてご回答ください。

	薬剤師	その他職員	合計
常勤職員	人	人	人
非常勤職員	人	人	人 実人数 () 人

注. 非常勤職員の計算方法

貴店の1週間の通常勤務時間を基本として、下記のように常勤換算して下さい。

- 1週間の通常の勤務時間が40時間で、週2日（各日8時間）勤務の者が1人の場合

$$\frac{8\text{時間} \times 2\text{日}}{40\text{時間}} = 0.4\text{人} \quad (\text{小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表記})$$

- 1週間の通常の勤務時間が40時間で、週2日（各日3時間）勤務の者が1人と、週3日（各日5時間）勤務の者が2人いる場合

$$\frac{(3\text{時間} \times 2\text{日} \times 1\text{人}) + (5\text{時間} \times 3\text{日} \times 2\text{人})}{40\text{時間}} = 0.9\text{人}$$

問11 平日の開店時間から閉店時間までの通常の従業員のシフトについてご回答ください。
営業時間内に配置していない職種については「0」をご記入ください。
ただし、閉店時間帯についてはご記入いただかなくて結構です。

	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
薬剤師	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
薬種商	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
その他職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時
薬剤師	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
薬種商	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
その他職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問12 貴店では何人の従業員が登録販売者試験を受験する予定ですか。

受験予定人数	人
--------	---

設問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
記入漏れがないかをご確認のうえ、平成19年8月27日（月）までに
同封の返信用封筒に入れてご投函ください。

厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）
分担研究報告書

海外における一般用医薬品の販売実態等に関する調査

分担研究者 泉澤 恵 日本大学薬学部薬事管理学ユニット 専任講師

平成 18 年の薬事法改正では、薬局または店舗において薬剤師等の専門家が適切に医薬品を販売する販売の体制や環境の整備を図り実効性ある販売制度が求められている。そこで、本研究では、国内の薬局及び薬店における薬剤師等の専門家の業務実態等の調査資料の参考となることを目指し、主な欧米国で実地調査を実施した。欧州の医薬品の区分は、処方せん薬と非処方せん薬（以下、一般用医薬品）で、一般用医薬品は安全性の観点から販売者や販売方法が異なる。一般用医薬品は薬剤師等の医薬品の専門家からカウンター越しに販売されることが基本であり、スイッチ一般用医薬品、誤用・乱用の危険性のある医薬品は、購入者が手にとれない場所に保管したり、専門家との服薬相談後購入することが基本である。諸外国では、購入者から相談をけたとき、受診勧奨のタイミングを説明できることが、薬剤師の専門性を発揮する仕事と判断されている。従って、消費者教育のみならず、治療の限界や受診勧奨するタイミングを正しく判断できる薬剤師の患者への対応術を磨いていく継続教育も今後必要である。製品情報のうち、わかりやすい十分なラベル表示は購入者の適切な意思決定に役立ち、安全対策につながるため、読みやすいレイアウトへ改善することが今後の課題である。

A. 研究目的

平成 18 年の薬事法改正により、適切に医薬品を販売等ができるよう、薬局または店舗において、薬剤師等の専門家を配置し、必要な情報提供を行うこととされており、その具体的な配置方法等については、今後の省令において定めることとされている。そこで、その検討に資するために、主な欧米国における一般用医薬品の販売実態について実地調査を実施した。

B. 研究方法

国内の実態調査内容を参考に海外における欧米各国の一般用医薬品の販売形態を明らかにするため、主要な海外の関係機関において情報収集を行うとともに薬局等を視察した。欧州のうち、一般用医薬品の政策や薬剤師の業務内容が参考となるドイツ、英国、欧州大衆薬協会のベルギーを選定

した。米国に関する内容は別の調査研究の現地調査の機会に情報収集し欧州の内容と比較し考察を加えた。主な調査内容は、一般用医薬品の薬局・薬店における販売形態の実態と情報提供における環境整備に関する内容である。調査先機関として、次の①から③の3区分の中のいずれかを各国の事情に応じ選択し訪問した。①薬局およびドラッグストア、②各国薬剤師会、③各国の一般用医薬品の協会。

国内調査の項目のうち参考となる項目、すなわち、販売形態の実態、薬局業務にかかる専門職種とその役割、および情報提供における環境整備の3項目を中心に調査し、視察及びインタビューによって明らかにした。尚、訪問に先立ち、質問表を送付し、目標を明確にするとともにできるだけ調査機関ごとに調査内容に相違を生じないよう心がけた。訪問調査期間は平成19年9月17日～平

成19年9月30日である。

訪問機関における具体的な調査内容は以下のとおりである。

- (1) 薬局における取り扱い品目とその陳列
- (2) 情報提供における環境整備
- (3) 薬局での情報提供やIT販売（通販：インターネットファーマシー）
- (4) 情報提供にかかるLabelling（ラベル情報と添付文書情報）の現状

C. 研究結果

(1) 医薬品販売に関わる店舗数

英国では、2005年11月現在登録されている薬局は、大きなチェーン薬局では、Loydspharmacy(Celesio)（1,482店舗）、Boots The Chemist（1,331店舗）、Alliance Pharmacy（918店舗）L Rowland and Co(386)、National Co-Operatives Chemists(367)、Superdrug(223)等があり、その他数百のチェーン薬局や独立薬局 7,025店舗を含めると薬局の総数は12,338店舗数である。

ドイツでは人口300万人に対し、約1,000軒の薬局があり、人口3,800人につき、1店舗あると考えられており、総計は約21,363薬局である（2006年現在）。内訳は、ドラッグストア4,700店、セルフサービス型ドラッグストア14,554店、食品店、量販店などのその他の小売店舗7,500店であり、ドラッグストアが増加している。物流拠点は106箇所あり、関連商品を扱う16社の卸業者がいる。

(2) 薬局等における取り扱い品目とその陳列

海外の医薬品の区分は処方せん薬と非処方せん薬（以下、一般用医薬品）で、一般用医薬品は安全性の観点から販売資格者や販売方法が異なる。

■英国

英国の医薬品は処方せん薬のPOM

（Prescription-only Medicines）と一般用医薬品のP（Pharmacy Medicines,以下P医薬品）とGSL（General Sale List Medicines）の3つのカテゴリーに分類される。一般用医薬品のうち、P医薬品は登録された薬局で、カウンター越しに販売される医薬品で、薬剤師、若くは、薬剤師の監督下で働く人（テクニシャンやアシスタント）からのみ購入できるので、購入者には手の届かない場所に置かれている。

GSLは、P医薬品からGSLへ移行したpharmacy only(po)のものと、その指定のないものに分けられる。GSLのうち、poを除いて通路に陳列するという決りがある。GSLを陳列できる施設は鍵のかかる店舗であること以外は特別な規定はない。例えば、poである小児用パラセタモールやラニチジンはウンターの内側やレジ周りへの陳列となるが、少量包装単位だと通路に陳列されている。カウンターの内側には、シンバスタチン、トリプタン製剤、かぜ薬等が配置され、カウンター周りのレジ付近には、解熱鎮痛剤やニコチン製剤が配置されていた。最近日本でスイッチされたアシクロビル製剤は通路に陳列されていた。ためにかぜ薬と鎮痛薬と一緒に購入した際、同一成分を含むため、2剤と一緒に服用しないことと4時間以上間隔をあけてから服用することという服薬指導をうけた。

GSLは、どんな小売店でも販売できるが、実際には薬局、食料品店アウトレット、およびドラッグストアで購入することが多い。ハーブ製品は、薬局やそれ以外でも購入可能で、医薬品の分類に準じて販売される。ビタミンとミネラルの多くは、薬局以外の場所で食品のスタッフから購入する。ホメオパシー製品は、すべてGSLとして分類されるが、薬局や健康食品店で販売されている。

陳列や販売者に関する法規制はないが、英國王立薬剤師会の法と倫理基準によると、“P医薬品は決して一般大衆が、自己選択やセルフサービスな